（訴因変更等請求書面等の朗読・法第三百十二条等）

第二百九条　検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを朗読しなければならない。

一　法第三百十二条第一項の請求を法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項

二　法第三百十二条第一項の請求を訴因変更等請求書面の提出によりした場合　訴因変更等請求書面

2　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　法第三百十二条第一項の請求を法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　法第三百十二条第一項の請求を訴因変更等請求書面の提出によりした場合　訴因変更等請求書面を示すこと。

3　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

4　法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、当該措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつたときを除き、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

5　法第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は第二百九十条の三第一項の決定があり、かつ、法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。

一　法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイルに記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項）を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　法第三百十二条の二第一項の規定による求めを訴因変更等請求書面抄本等を示すこと。

（訴因変更等請求書面の朗読・法第三百十二条等）

第二百九条　検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において訴因変更等請求書面を朗読しなければならない。

［新設］

2　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による訴因変更等請求書面の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に訴因変更等請求書面を示さなければならない。

［新設］

3　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による訴因変更等請求書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

4　法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

［新設］